

名張市太陽光発電設備等設置費補助金の交付を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

- 1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- 2 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。
- 3 地域住民や市、県等と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 4 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計及び施工を行うこと。
- 5 国の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項（固定価格買取制度の認定を受けた者に係る部分を除く。）を遵守すること。
- 6 防災、環境保全及び景観保全に考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 7 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 8 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 9 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 10 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 11 補助対象設備を処分する際は、関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- 12 10キロワット以上の太陽光発電設備を設置する場合は、補助対象設備の解体、撤去等に係る廃棄等費用について、国の「廃棄等費用積立ガイドライン」を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄及びリサイクルを実施すること。
- 13 10キロワット以上の太陽光発電設備を設置する場合は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- 14 補助対象設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理

し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。

- 15 法定耐用年数が経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガスの排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 16 発電した電力量のうち30パーセント以上を、申請した住宅等の敷地内で自ら消費すること。
- 17 補助対象設備に対し、国、県等から補助金その他の助成を受けていないこと。

年 月 日

署名 _____

誓約書

(施工業者用)

様が名張市太陽光発電設備等設置費補助金の交付を受けて設置する設備の施工に際し、以下の事項について誓約します。

- 1 地域住民や地域の市、県等と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 2 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 3 国の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項（固定価格買取制度の認定を受けた者に係る部分を除く。）を遵守すること。
- 4 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 5 電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保管すること。
- 6 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 7 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 8 導入する設備を法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことを登録対象機器の添付書類（取扱説明書等）に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起すること。

年 月 日

施工業者名

代表者氏名

印